第１８号議案

　　品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

　品川区介護保険制度に関する条例（平成１２年品川区条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項各号列記以外の部分中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項第１号および第２号中「３万２４０円」を「３万２，９４０円」に改め、同項第３号中「３万６，９６０円」を「４万２６０円」に改め、同項第４号中「４万７，０４０円」を「５万１，２４０円」に改め、同項第５号中「５万７，１２０円」を「６万２，２２０円」に改め、同項第６号中「６万７，２００円」を「７万３，２００円」に改め、同項第７号中「７万５６０円」を「７万６，８６０円」に改め、同号ア中「または」を「、第３５条の３第１項または」に改め、「この項において」を削り、同項第８号中「８万６４０円」を「８万７，８４０円」に改め、同号ア中「２００万円」を「２１０万円」に改め、同項第９号中「９万４，０８０円」を「１０万２，４８０円」に改め、同号ア中「３００万円」を「３２０万円」に改め、同項第１０号中「１１万８８０円」を「１２万７８０円」に改め、同項第１１号中「１３万１，０４０円」を「１４万２，７４０円」に改め、同項第１２号中「１４万４，４８０円」を「１５万７，３８０円」に改め、同項第１３号中「１５万７，９２０円」を「１７万２，０２０円」に改め、同項第１４号中「１８万８，１６０円」を「２０万４，９６０円」に改め、同条第２項中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に、「１万６，８００円」を「１万８，３００円」に改め、同条第３項中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に、「１万６，８００円」を「１万８，３００円」に、「２万１６０円」を「２万１，９６０円」に改め、同条第４項中「令和２年度」を「令和３年度から令和５年度までの各年度」に、「１万６，８００円」を「１万８，３００円」に、「４万３，６８０円」を「４万７，５８０円」に改める。

付則に次の１条を加える。

（令和３年度から令和５年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第９条　第一号被保険者のうち、令和２年の合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得または同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第１３条第１項（第７号ア、第８号ア、第９号ア、第１０号ア、第１１号ア、第１２号アおよび第１３号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第７号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得および同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第２８条第２項の規定によって計算した金額および同法第３５条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から１０万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

２　前項の規定は、令和４年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和３年」と読み替えるものとする。

３　第１項の規定は、令和５年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和４年」と読み替えるものとする。

　　　付　則

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第１３条の規定は、令和３年度以降の年度分の保険料について適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

　（説明）令和３年度から令和５年度までにおける保険料率を定めるほか、保険料率算定の基準となる合計所得金額に係る特例を設ける必要がある。